

令和 8 年長審第 2 号

裁 決

遊漁船 A 遊漁船 B 衝突事件

受 審 人 a

職 名 A 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1 人

本件について、当海難審判所は、理事官丸田稔出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和 6 年 8 月 1 2 日 0 6 時 1 0 分

熊本県天草下島西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名	遊漁船A	遊漁船B
総 ト ン 数	7.3トン	4.0トン
登 録 長	12.40メートル	10.40メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	540キロワット	253キロワット

3 事実の経過

Aは、平成10年3月に進水したFRP製小型兼用船で、船体中央部の甲板室前部に操縦及び同室後部に居住の各区画を設け、操縦区画にレーダー、GPSプロッター、魚群探知機2台、舵輪、機関遠隔操縦レバー、自動操舵装置、操縦席等を装備し、a受審人が1人で乗り組み、救命胴衣を着用した釣り客9人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.4メートル船尾1.4メートルの喫水をもって、令和6年8月11日17時00分熊本県二江漁港を発し、天草下島西方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、0.5海里レンジとしたレーダー及び1.5海里レンジとしたGPSプロッターをともに作動させ、18時30分天草下島西方沖合の釣り場に到着し、同釣り場を移動しながら遊漁を行わせたのち、釣り客5人を居住区画に、釣り客4人を船尾甲板にそれぞれ待機させるなか、操縦席に腰を掛けた姿勢で予定進行方向の水域を一見して操船に当たり、翌12日06時00分天草下島西方沖合の釣り場を発進して帰途に就いた。

a受審人は、レーダーレンジを0.75海里に、GPSプロッターレンジを30海里にそれぞれ切り替え、06時03分半僅か過ぎ樺島灯台から223.5度（真方位、以下同じ。）16.4海里的地点で、針路を063度に定めて自動操舵とし、20.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a 受審人は、06時08分樺島灯台から222度15.0海里の地点に達したとき、正船首1,230メートルのところに、スパンカーを展開したBを視認することができ、同船が船首を北方に向けてほとんど移動しない様子から漂泊していることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、釣り場を発進する前に予定進行方向の水域を一見して他船を見掛けなかったため、前路に航行の支障となる船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、Bを避けずに続航し、06時10分樺島灯台から221度14.4海里の地点において、Aは、原針路及び原速力で、その船首部がBの左舷船首部に後方から43度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の北東風が吹き、視界は良好であった。

また、Bは、昭和62年11月に進水したFRP製小型兼用船で、船体中央部に操舵室を設け、同室にレーダー、魚群探知機兼用のGPSプロッター2台、舵輪、機関遠隔操縦レバー、操縦席等を装備し、b 受審人が1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、船首0.4メートル船尾1.4メートルの喫水をもって、令和6年8月11日17時00分熊本県牛深漁港を発し、天草下島西方沖合の釣り場に向かった。

b 受審人は、1海里レンジとしたレーダー、2海里レンジとしたGPSプロッター及び10海里レンジとしたGPSプロッターを全て作動させ、19時15分天草下島西方沖合の釣り場に到着し、釣り客4人を船首甲板に、釣り客2人を船尾甲板にそれぞれ配置して同釣り場を移動しながら遊漁を行わせるなか、翌12日05時00分衝突地点付近で、船尾にスパンカーを展開し、船首を北東方に向け、機関を中

立運転として漂泊を開始した。

b 受審人は、魚礁の位置を確認しやすいようにするため、2 海里レンジとしていたGPSプロッターのレンジを0.5 海里に切り替え、操縦席に腰を掛けた姿勢で各釣り客の様子に注意を払うとともに、目視及びレーダーで見張りを行っていたところ、06 時07 分衝突地点付近で、船首が北方を向いたとき、レーダーで左舷船尾方1 海里のところに、Aの映像を初めて探知した。

b 受審人は、06 時08 分衝突地点で、船首が000 度を向いていたとき、Aが左舷船尾63 度1,230 メートルのところとなり、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、自船がスパンカーを展張してほとんど移動しない様子から漂泊していることが分かるので、航行中のAが自船を避けるものと思い、Aとの方位変化を継続して確かめるなど、同船に対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、b 受審人は、Aに対して警告信号を行わず、同船が更に接近しても、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続け、06 時10 分僅か前ふと視野に入ったAが左舷至近に迫り、舵輪を右に回し、機関を前進にかけ、船首が020 度を向き、僅かな前進行きあしとなったとき、Bは、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部外板に破口を伴う亀裂等を生じたが、後に修理され、Bは、左舷船首部外板に亀裂等を生じ、Aの釣り客9 人及びBの釣り客6 人がそれぞれの僚船によって発航地に搬送され、b 受審人が右膝打撲傷等を、Bの釣り客6 人が前額部打撲等をそれぞれ負った。

(航法の適用)

本件は、天草下島西方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したもので、衝突地点付近の水域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用されることになるが、同法にも航行中の船舶と漂泊中の船舶とに適用できる定型的な航法規定がないので、海上衝突予防法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、天草下島西方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、動静監視不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、天草下島西方沖合において、二江漁港に向けて航行する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、釣り場を発進する前に予定進行方向の水域を一見して他船を見掛けなかったので、前路に航行の支障となる船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けずに進行して衝突する事態を招き、A及びBにそれぞれ損傷を生じさせ、b 受審人を負傷させるとともに、Bの釣り客6人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、天草下島西方沖合において、遊漁の目的で、機関を中立運転として漂泊中、レーダーで左舷船尾方にAの映像を探知した場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船との方位変化を継続して確

かめるなど、Aに対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。
しかし、同人は、自船がスパンカーを展開してほとんど移動しない様子
から漂泊していることが分かるので、航行中のAが自船を避けるもの
と思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、
同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付か
ず、Aに対して警告信号を行わず、同船が更に接近しても、衝突を避け
るための措置をとらずに漂泊を続けて衝突する事態を招き、A及びBに
それぞれ損傷を生じさせ、自身が負傷するとともに、Bの釣り客6人を
負傷させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、
同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年8月26日

長崎地方海難審判所

審判官 永 木 俊 文